

2019年度障がい者スポーツ教室募集要項

1 目的

スポーツに親しむ機会の少ない障がい者が、各種スポーツのルールや基本的な技術を修得するとともに、スポーツに親しみ、多くの人達と交流しながら、社会参加意欲の向上を図ることを目的とする。

2 主催

北海道障がい者スポーツ協会
地域の実施主体団体

3 開催期日

2019年4月～2020年2月に開催する。

4 事業の内容

13歳以上の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者を参加対象とし、競技種目の概要や規則を学び、基礎的なトレーニング方法や応用技術を習得する。

5 講師等

講師はスポーツ指導に豊富な経験と専門知識を有する指導員、スポーツ競技団体の関係者等とし、原則として地元の者とする。

6 助成額

助成額の上限は原則5万円とし、予算の範囲内で、対象外経費を除く経費を助成する。

7 申請書類

事業計画書（様式1）及び事業予算書（様式2）

8 留意事項

- ① 実施時期、場所等については、障がい者が参加しやすいよう配慮し、参加者の健康管理、事故の防止に十分留意のうえ実施する。
- ② 選択するスポーツ種目については、参加対象者の特性にあった種目の中から選定する。
- ③ 実施団体において、事前に傷害保険へ加入する。

9 決定通知

事業実施の決定については、北海道障がい者スポーツ協会より各主催団体へ文書をもって決定を通知する。

10 申請先

公益財団法人北海道障がい者スポーツ協会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1 道民活動センター4階
Tel.011-261-6970 Fax.011-261-6201
E-mail: tanto-3@do-syospo.or.jp

【スポーツ教室事業の考え方】

※事業費の助成額は、原則 5 万円以内。

■対象となる費用

- 旅費交通費～JR やバス代など、実費支給とする
- 通信運搬費～案内や資料発送の切手代など
- 消耗品費～教室のために要した競技補助用具や用紙など
- 印刷製本費～要綱、案内、ポスターの資料作成印刷や提出用写真代など
- 使用料賃借料～教室のための会場使用料、ボウリングのゲーム代など
- 保険料～教室当日の傷害保険
- 謝金～講師・補助員（実技指導時間は 2 時間程度とし、休憩及び昼食時は含まない）

■対象外費用

- 講師謝金以外の謝礼品
- 参加記念品
- 飲食費又はそれに類するもの
- 備品、物品、OA 機器・インクトナーなどの事務費
- 人件費等
- 車輛借上料、タクシー料金（ただし、参加者において移動手段が困難な場合を除く）

問合せ先

公益財団法人 北海道障がい者スポーツ協会
URL:<http://www.do-syospo.or.jp/>
〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 かでる 2・7 4F
Tel : 011-261-6970 Fax : 011-261-6201
E-mail : tanto-3@do-syospo.or.jp
※障がい者スポーツ教室事業 担当：細田